3　新用途米穀等の安全の確保

新用途米穀を生産・利用するに当たり、生産者等は、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）等の関係法令を遵守し、食品・飼料として各種基準等に適合していることを確認し、その安全の確保を図る。

4　米粉を原材料とする加工品に関する適切な表示

米粉を原材料とする加工品については、小麦アレルギーに対応した商品としての利用等もあることから、商品選択に当たり誤認しないよう、関係事業者は、食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）等の関係法令を遵守し、その原材料の適切な表示を行う。

○農林水産省告示第千百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年八月十四日

農林水産大臣　石破　茂

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県南国市天行寺字青谷六二一の六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　電気通信設備用地とするため

○農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第一号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第三条第一項の規定に基づき、流通業務総合効率化事業の実施に関する基本的な方針（平成十七年農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年八月十四日

農林水産大臣　石破　茂
経済産業大臣　二階　俊博
国土交通大臣　金子　一義

流通業務総合効率化事業の実施に関する基本的な方針（平成十七年農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第二号）の一部を改正する告示

第二第四項⑵②中「のみを共同でトラック輸送し、都市内での集配は各社が個別に行うという」を「又は都市内での集配部分を共同で輸配送する」に改める。

第二中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項中⑴を次のように改める。

⑴　特定流通業務施設の内容

流通業務施設であって、高速自動車国道のインターチェンジ等、鉄道の貨物駅、港湾、漁港、空港その他の物資の流通を結節する機能を有する社会資本等の近傍に立地し、物資の仕分け及び搬送の自動化等荷さばきの合理化を図るための設備、物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システム並びに流通加工の用に供する設備を有するものである。このほか、倉庫業の用に供する倉庫については、倉庫業法第六条第一項第四号の国土交通省令で定める基準に適合するものでなければならない。特定流通業務施設は、流通業務総合効率化事業の実施に併せて新規に整備するものである必要はなく、既存の流通業務施設を活用するものであっても構わない。

また、協議会での合意に基づき貨物流通事業者が他の事業者との連携又は事業の共同化により実施する流通業務総合効率化事業に使用される施設については、その事業活動は一般的に商店街等で行われることが想定されることから、高速自動車国道のインターチェンジ等、鉄道の貨物駅、港湾、漁港、空港等の社会資本のみならず、多数の物資が集積・消費される商店街の近傍に立地することが望ましい。

なお、特定流通業務施設の基準の詳細は、法第四条第三項第三号の主務省令で定められる。

第二中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　貨物流通事業者が他の事業者との連携又は事業の共同化により実施する流通業務総合効率化事業

空港等の物流拠点周辺や都市部など物流が輻輳した地域においては、当該地域の関係者間の共通ルールの不存在や情報の偏在等により、荷さばきトラックや待機トレーラーによる道路混雑が発生しており、その結果、物流の効率化を著しく阻害している事例が見受けられる。このような地域の物流に関する問題に対応していくためには、地域の物流に関わる多様な関係者が相互に連携し、輸送ルートの集約、輸配送の共同化等、地域の実情に応じた取組を行うことが重要である。

貨物流通事業者が他の事業者との連携又は事業の共同化により実施する流通業務総合効率化事業は、このような地域における物流の総合化及び効率化を図るための事業である。すなわち、地方公共団体、貨物流通事業者、荷主企業等の地域の関係者から構成される協議会での合意に基づき、複数の貨物流通事業者の流通業務を一体的に行うことにより、各貨物流通事業者の流通業務の総合化及び効率化を図る事業である。また、当該事業を円滑に実施するためには、協議会において、地域の物流に関わる関係者が活発な意見を交わしつつ、それぞれが相互に連携し、主体的に取り組むことが重要である。

例えば、商店街における貨物の集荷又は配送について、協議会で策定された配送時間帯等の共通ルールに基づき実施する共同輸配送事業は、当該地域に流入するトラック台数を減少させることに加え、地域の物流に関わる関係者が連携して、渋滞対策、駐車対策等に取り組むことにより、交通渋滞の緩和や環境負荷の低減等を図ることが期待される。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

経済産業大臣　二階　俊博

○経済産業省告示第二百六十三号

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第三条第二項の規定に基づき、平成二十年一月一日から平成二十年十二月三十一日までの期間のオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（以下「議定書」という。）附属書Aのグループ一、議定書附属書Aのグループ二、議定書附属書Bのグループ一、議定書附属書Bのグループ二、議定書附属書Cのグループ一、議定書附属書Cのグループ二及び議定書附属書Eのグループ一に属する物質の生産量及び消費量（議定書に規定する生産量及び消費量の算定値をいう。以下同じ。）並びに輸入量及び輸出量の議定書第一条7に規定する算定値（オゾン破壊係数を乗じた数値）の実績を告示する。

平成二十一年八月十四日

経済産業大臣　二階　俊博

1　議定書附属書Aのグループ一に属する物質

一　生産量　0トン
二　消費量　マイナス一トン
三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン
四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　一トン

2　議定書附属書Aのグループ二に属する物質

一　生産量　0トン
二　消費量　0トン
三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン
四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン

3　議定書附属書Bのグループ一に属する物質

一　生産量　0トン
二　消費量　0トン
三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン
四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン